



パトロール かがみの

令和8年4月号
各務原警察署
鶴沼西交番
☎058-384-8110

令和8年4月1日から自転車の交通違反に青切符を導入



自転車等に対する交通反則通告制度（※青切符）の適用

対象となる違反行為は **113種類**

反則通告制度の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。



対象となる違反行為の一例

信号無視



反則金 6000円

通行禁止違反



反則金 5000円

遮断踏切立入り



反則金 7000円



反則金 12000円



反則金 5000円



反則金 6000円

携帯電話の使用等

一時不停止

車道の右側通行等

※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

令和8年春の 全国交通安全運動

運動期間
令和8年4月6日(月)から
令和8年4月15日(水)まで

4月10日(金)は
交通事故死ゼロを目指す日

運動の重点

- ① 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

～子供を守るために、周囲の大人ができること～

子供が進学・進級を迎える 保護者の皆さんへ

進学・進級の時期は生活環境の変化から、子供の交友関係等が大きく変化する時期です。

不良行為

深夜はいかい、喫煙、飲酒等

非行

万引き、薬物乱用等

犯罪被害

SNSに起因した性被害等



子供の異変に早く気付けるよう日頃から家庭内でのコミュニケーションを大切にしてください！

